

議 長 日程第10「議案第9号平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第9号平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,839万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,526万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは補正予算のほうの説明をさせていただきます。今回の国保会計の補正につきましては、各交付金または負担金などの収入額が確定し、さらに歳出では共同事業拠出金の見込み額が確定しましたので、それに伴う補正予算でございます。

それでは8ページ、9ページをおめくり願ひしたいと思います。歳入でございます。款の3、国庫支出金1,605万4,000円増額補正でございます。説明欄にございますように、療養給付費等の負担金は医療費の伸びに対しての増額で、また、介護納付金負担金、後期高齢者医療費支援金拠出金負担金につきましては、国から実績により交付されるもので、それぞれ実績報告に基づいて得られた額を補正させていただいております。

次に款の4、項の1、目の1、療養給付費交付金。退職者医療制度により、退職者被保険者医療給付費等に関する交付金でございますけれども、対象者が減ったことによる減額でございます。

次に款の7、項の1、目の1、共同事業交付金。節の1の高額医療費共同事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会が実施主体となって行っているもので、1件80万円を超える高額な医療費の発生によるものと、節の2の

保険財政共同安定化事業交付金につきましては、先ほどの高額以外の医療費の互助事業で、医療費がふえたことによる増額補正でございます。

次に款の9、繰入金、項の3、目の3、一般会計繰入金につきましては、国保財政の安定化を図るための法定繰入分ですが、低所得者に対するものと老人加入率の高い保険者に対して交付されるもので、当初は前年度の実績をもとに計上いたしましたけども、本年度の実績が確定したため、529万4,000円を減額するものでございます。

続きまして次のページ、10、11ページ、歳出でございます。款の2、3、6につきましては歳入の補正による財源補正になってございます。

次の款の7、共同事業拠出金、目の3、保険財政共同安定化事業拠出金。28年度の支払額が確定したもので、2,415万2,000円を減額するものでございます。

次に款の12、予備費でございます。歳入歳出の差額分を計上するもので、7,254万5,000円を補正させていただくものでございます。

説明については以上でございますけども、最後に、この予備費が高額になっている理由を、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。ページ、2ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出の予算の補正でございますけども、この中の歳入の共同事業交付金と歳出の共同事業拠出金、本年度当初予算では歳入歳出ともに3億1,700万円を計上してございます。基本的には、この事業については歳入歳出同額を毎年計上させていただいておりますけども、今回の補正で歳入は4,000万円の増、歳出は逆に2,400万円の減となっております。その差が約6,200万円でございますけども、1つの共同事業として、今年度につきましては町として6,200万円のプラスとして入ってきます。この制度から説明をさせていただきますと、どこの市町村も財政的に厳しい運営を強いられた中で、医療費が松田町みたいに一時的に上がったたり、また逆に下がったりすることにより、その額によって国保財政にすぐに影響してしまうことから、全ての県内の医療費を県単位で調整するという制度で、医療費の多い市町村へは多く交付し、その財政を支援するという共同事業でございます。本年度の松田町の拠出金、歳出については3年前の平均値から算出されているもので、比較的安定していたときの医療費をベースに町の負担金というか拠出金が計算されて

ございます。逆に歳入につきましては昨年度末から今年度の医療費が多いことから、それに見合う額が交付されてございます。町としては大変助かるところでございます。ただ、この6,000万円について、ただ、ここで多くいただいたからといってそのままではなくて、その反動が2年後の30年度前後に来ます。要は27、28年度の医療費で計算した額の拠出金が、実は松田町には、30年前後に今回の差額分6,000万円の拠出金が、よほど医療費の変動が生じない限りは、この額が請求されることとなります。要は今年度6,000万円が多く入り、30年前後には逆に同額の歳出の拠出金がふえることが予想されますので、今回財源としてこの6,000万円を今後そのときのために確保しておく必要がございますので、基本的にはこの額は繰り越されることになると思います。決算の状況によってその額を、後年度の支払いする財源にするために、決算の状況において基金に積んで確保していく必要があるのかなというふうに思っております。要はこの事業につきましては、基本的には数年で歳入歳出がイコールになることになっておりますので、今回のように多くいただいたからといってそのままではなくて、医療費の推移によって数年後には見合う額を返還するようになります。よって、相当分の財源を確保しておく必要がございますので、これらの共同事業の歳入歳出につきましては他の科目とちょっと切り離して考えていただければというように思っております。制度を御理解の上で御議論・御議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号平成28年

度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。